

緊急事態宣言延長に伴う県立学校の部活動の取扱いについて

1 基本的な考え方

これまで、緊急事態宣言中の部活動を中止としてきたが、新年度から円滑に部活動を実施するため、全校生徒へ適切な指導を行うことができる今の時期を捉え、衛生管理や感染対策の徹底等の条件を付して「試行的」に活動を再開する。

なお、この措置については、今後の検討材料となるため、活動中の生徒の事故や感染防止については、特に対策を徹底して取り組むものとする。

2 具体的な進め方

(1) 時期

3月8日（月）以降の緊急事態宣言中

(2) 活動日数及び時間

	平日	週休日	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
3月8日（月）～ 緊急事態宣言中	週3日以内 90分以内	原則行わない	原則行わない	原則行わない
緊急事態宣言解除後 1週目（案）	週4日以内 120分以内	どちらか1日 120分以内	原則県内のみ	原則行わない
2週目（案）	県方針及び各学校の方針に基づく活動			原則行わない

※解除後の活動については、延長期間中の感染状況等によって変更する。

(3) 活動条件

【活動全般】

- ・ 活動中も含めて生徒の健康観察を徹底し、体調のすぐれない生徒については、活動を見合わせる。
- ・ 感染の不安を感じている生徒に参加を強要しない。
- ・ 活動について、管理職が責任を持って把握する。
- ・ 活動内容について、保護者や生徒に情報共有を行う。
- ・ 他校との練習試合や合同練習等は行わない。
- ・ 合宿は校内外ともに実施しない。
- ・ 大きな発声や身体接触を伴う等、感染リスクの高い活動は行わない。
- ・ 泊を伴う活動については、高等学校体育連盟・高等学校野球連盟・高等学校文化連盟及び各中央競技団体や連盟が主催する大会や発表会に参加する場合のみとする。
- ・ その他の指導内容等については、『県方針』及び『県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン Ver. 5』を遵守すること。

【活動前】

- ・ 体育館等、屋内を使用する場合は、扉や窓を全開にして換気を徹底する。
- ・ 一度に活動する人数を可能な限り少なくする。
- ・ 体育館等を使用する部活動では、入れ替えての活動は行わない。
(例：バスケ部の活動後にバレー部が活動する) ※生徒の待機時間を作らない。
- ・ 屋内施設で活動を行う場合は、原則1会場1競技(男女合同は可)とする。
- ・ 部室の使用は原則禁止とし、更衣及び用具の出し入れのみとする。(一度に入室する人数を制限する)

【活動中】

- ・ タオルの共用はさせない。
- ・ 用具の消毒等を徹底する。

【活動後】

- ・ 活動終了後は寄り道せずに、速やかに帰宅することを徹底する。

(4) その他

- ・ 関東大会及び全国大会と、その予選会に出場する部については、令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について」の通知に基づく活動を認める。